

新潟市養育支援訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭における養育が適切に行われるよう、訪問による支援を行う新潟市養育支援訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 本事業の支援対象は、新潟市内に在住する者のうち、一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭で、次に掲げる家庭の妊婦又は児童及びその保護者とする。

- (1) 若年妊婦、望まない妊娠など、妊娠期からの継続支援が必要な家庭
- (2) 育児ストレス、産後うつなど、子育てに対する強い不安や孤立感を抱える家庭
- (3) 不適切な養育状態にあるなど、児童虐待のおそれやリスクのある家庭
- (4) 児童養護施設等の退所や里親委託の終了の後、支援が必要な家庭

(支援内容)

第4条 支援内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健師、助産師、児童福祉司等の専門職による専門的相談支援の実施
 - ア 妊娠及び出産に関する相談、助言又は指導
 - イ 児童の発達及び発育に関する相談、助言又は指導
 - ウ 保護者の身体的又は精神的不調状態に関する相談又は助言
 - エ 児童の養育に関する相談又は助言
- (2) 養育支援ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）の派遣による育児・家事援助の実施
 - ア 授乳、おむつ交換、沐浴介助などの育児に関する援助
 - イ 日常生活における調理、洗濯、掃除、買い物などの家事に関する援助

(中核機関)

第5条 本事業の中核となる機関（以下、「中核機関」という。）は、区健康福祉課とし、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。

(支援の方法)

第6条 本事業は、中核機関が支援の必要があると判断した家庭に対し、新潟市養育支援訪問事業支援計画（様式第1号）を策定した上で実施するものとする。

(ヘルパーの派遣)

第7条 ヘルパーの派遣は、支援対象者の在宅時に、支援対象者の自宅において、次のとおり行うものとする。

- (1) 時間数は、1回につき1時間以上2時間以内とする。
- (2) 回数は、1家庭あたり13回を限度とする。
- (3) ヘルパーの派遣を行う日は、年末年始を除く毎日とする。
- (4) ヘルパーの派遣を行う時間帯は、原則として午前8時から午後6時までとする。

(利用の申請)

第8条 ヘルパー利用の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、新潟市養育支援ヘルパー派遣利用申請書(様式第2号)により、市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、新潟市養育支援ヘルパー派遣可否決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業者への依頼)

第10条 市長は、ヘルパーの派遣が決定したときは、新潟市養育支援ヘルパー派遣依頼書(様式第4号)により、事業者依頼するものとする。

(利用料)

第11条 本事業の利用料は無料とする。ただし、ヘルパーが買い物その他のサービスを実施するために交通費等がかかる場合、ヘルパーの派遣を利用する者(以下「利用者」という。)は、その実費相当額を負担しなければならない。

(キャンセル)

第12条 利用者は、利用者の都合によりヘルパー派遣の利用を中止する場合は、訪問予定日の前日の午後4時までに事業者連絡をするものとする。

(ヘルパーの派遣利用者台帳の作成と利用の確認)

第13条 事業者は、新潟市養育支援ヘルパー派遣利用者台帳(様式第5号)を作成し、ヘルパーの派遣利用を行ったときは、新潟市養育支援ヘルパー派遣利用確認書(様式第6号)により、利用者からヘルパー派遣履行の確認を受けるものとする。

(ヘルパーの選考及び派遣)

第14条 事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者のうちから、派遣するヘルパーを選考し、派遣するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、訪問介護員のいずれかの資格を有するものであること。
- (2) 育児又は家事に関する援助を適切に実行できる能力を有すること。
- (3) 心身ともに健全であること。

(ヘルパーの研修)

第15条 事業者は、ヘルパーに対して、資質の向上のために必要な研修を実施するものとする。

(実績報告)

第16条 事業者は、新潟市養育支援ヘルパー派遣利用者台帳(様式第5号)及び新潟市養育支援ヘルパー派遣実績報告書(様式第7号)を月ごとに作成し、市長に提出するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。